

厚岸町規則第30号

厚岸町がん予防保健事業条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年6月30日

厚岸町長 若狭 靖

厚岸町がん予防保健事業条例施行規則の一部を改正する規則

厚岸町がん予防保健事業条例施行規則（平成12年厚岸町規則第25号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

- 3 平成29年度に限り、条例附則第8項に規定する者は、第5条ただし書の規定にかかわらず、乳がん検診及び子宮がん検診を受けることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の厚岸町がん予防保健事業条例施行規則の規定は、平成29年4月1日から適用する。